

介護保険のお知らせ

★介護保険料が変わります

町では、65歳以上の方の介護保険料を、3年ごとに町の介護サービス費用を推計し算出しています。

平成21年度から23年度においては、要介護認定者やサービス利用量の増加、新たな施設整備、介護報酬改定などによる費用の増加が見込まれます。これらに伴う保険料の上昇を抑制するために基金を充当するなどの措置を講じましたが、65歳以上の方の保険料が若干上昇することになりました。

なお、報酬改定に伴う保険料の上昇分については、国が費用の一部を負担する特例措置が講じられ、保険料の急激な上昇の抑制が図られています。

各個人ごとの保険料の額は、住民税の課税状況などにより次の表のとおり区分されます。

▼介護保険料の額（平成21年度～23年度）

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（年額・円）
①	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	× 0.5	19,100
②	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方	× 0.5	19,100
③	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	× 0.75	28,700
④	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる方	基準額	38,200
⑤	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	× 1.25	47,800
⑥	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	× 1.5	57,300

◎現在の介護保険被保険者証

平成17年9月以前に交付した（要介護認定者を除く）介護保険被保険者証には、「有効期限 平成18年3月31日」と記載されていますが、県との協議の結果、町では引き続き有効なものとして取り扱うこととしています。

※新たな被保険者証は発行しません。
なお、要介護認定を受ける際には、この被保険者証を添えて申請することになりますので、それまで大切に保管してください。

▼問 保険料徴収・税務課 ☎62・8127

資格・認定・給付・保健福祉課

☎62・3166

▼介護保険料基準額（65歳以上）

区分	第3期計画 （平成18～20年度）	第4期計画 （21年度～23年度）	
		国の特例措置前（本来の保険料）	国の特例措置後（実際の保険料）
月額	3,085円	3,235円	3,185円
年額	37,000円	38,800円	38,200円

でんこう 田舎のシンク

★第61回卒業式〜274名が巣立つ！

3月1日、本校の第61回卒業証書授与式が新体育館で開催されました。町長を始め来賓の方々40数名のご臨席のもと、厳粛な中で274名の卒業生たちに卒業証書が授与されました。

卒業生は、4年制大学進学者94名（内、国立大合格内定者7名）など、それぞれの進路に向かって喜びの旅立ちをしました。なお、卒業式前日に次の表彰式を行いました。

- ▼優等賞（優秀な成績を修めた） 34名
- ▼功労賞（部活動や生徒会での功績） 64名
- ▼皆勤賞（3年間無遅刻・無欠席・無早退） 34名
- ▼高校生新聞社賞などの表彰（全国・県レベルでの活躍が認められた） 11名

★蔵王スキー場でスキー実習

2月中旬に体育科の野外活動として、山形蔵王スキー場でスキーの実習を行いました。本校体育科では、専攻種目だけでなく幅広くスポーツを体験し、四季を通してスポーツに親しむ態度や技術を育成しています。今回は体育科の1、2年生75名が参加し、個人の技術レベルごとに班に分かれて実習に励みました。スキー初体験の生徒も20数名いましたが、3日目の日本スキー連盟公認のバジテストの時までには全員が滑れるようになり、2年生全員と1年生12名が3級に、残りの1年生は4級に合格しました。山頂では樹氷も見られ、ナイターも体験でき、充実した実習でした。



スキー実習参加者



卒業証書授与式